

海津市野外音楽フェス開催委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「海津市野外音楽フェス開催委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

海津市野外音楽フェス開催委託業務

(2) 業務内容

海津市野外音楽フェス開催委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約の日から令和9年1月31日まで

3 予算額

委託料の上限は37,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 実施形式

公募型

5 日程

令和8年5月21日（木） 募集開始

令和8年5月29日（金） 質疑受付期限

令和8年6月3日（水） 質疑に対する回答（予定）

令和8年6月8日（月） 企画提案書等の提出期限

令和8年6月10日（水） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 過去5ヵ年度（令和元年度から令和5年度）に、概ね1,000人以上の来場者を動員した野外音楽フェスティバル又は類似イベントの開催運営の実績があること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。質問書を提出した場合は、必ず電話等で送信した旨を伝えること。

※電話又は口頭による質問は受付けない。

(2) 提出期間

令和8年5月21日(木)から、令和8年5月29日(金)17時まで

(3) 提出先

(一財)海津市観光協会

住 所：岐阜県海津市南濃町羽沢673番地1

電 話：0584-51-5590 メール：info@kaizukanko.jp

(4) 回答方法

回答は、質問者に対して令和8年6月3日(水)までに電子メールにて通知する。また、協会ホームページで公表する。

8 企画提案書の提出等

(1) 企画提案書として提出する書類(各3部)

ア 企画提案書提出届(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

企画提案書(任意様式)

ウ 業務実績調書(様式4)

エ 業務実施体制(様式5)

オ 業務工程表(任意様式)

カ 参考見積書(任意様式)

(2) 提出期間

令和8年6月8日(月)12時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

持参による場合は、協会事務所の公休日(毎週火曜日)を除く各日9時から17時までとする。

郵送による場合は、提出期限内必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。

(4) 提出先

(一財)海津市観光協会

住 所：岐阜県海津市南濃町羽沢673番地1

電話：0584-51-5590 メール：info@kaizukanko.jp

9 審査方法

協会において審査の上、最優秀提案者1者を選出する。なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

審査基準 審査基準、配点については別表に定めるとおりとする。

10 審査結果の通知

プレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書（様式6）にて通知することとする。また、審査結果は協会ホームページに掲載するものとし、候補者となった事業者については、名称を公表する。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 協会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

12 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を協会に請求することはできないものとする。

(2) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、協会あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3 予算額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、協会が必要と認める場合には、協会は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 審査の内容についての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 参加申込書等書類を郵送で提出する場合、郵送事故等により提出先に到着しなかったことに対して異議を申し立てることはできない。

(7) 審査の結果、選定された事業者を委託業務にかかる契約の相手方として、仕様書等を協議・調整のうえ契約を締結するものとする。ただし、最優秀提案者が契約締結しない場合は、次に得点の高かった事業者と交渉を行い、合意に達した場合はその事業者と契約を締結する。

1.3 問い合わせ先

(一財) 海津市観光協会

担 当 遠藤、芦田

電 話 0584-51-5590

メール info@kaizukanko.jp